

「第10次交通安全基本計画中間案」に対する意見及び対応等一覧表(専門委員)

資料5

整理番号	第10次交通安全基本計画(中間案)における項目						専門委員名	意見	第10次交通安全基本計画中間案(修正版)への対応
	部	章	節	番号	項目名	(番号)			
1					基本計画の理念	1	古関委員	交通事故がない社会は、障害者などの交通弱者が社会的に自立できる社会でもある旨を記述すべき。	「計画の基本理念」の2. 人優先の交通安全思想において、反映している。【内閣府】
2					基本計画の理念	3	古関委員	自動運行は鉄道、船舶、航空においても大事であり、基本理念の4に加えるべき。	「計画の基本理念」の4. 情報通信技術(ICT)の活用において、反映している。【内閣府】
3					基本計画の理念	3	古関委員	鉄道などの公共交通への転換について記述すべき。	第1部第1章第3節Ⅱ1(10)ア公共交通機関の利用の促進において、反映している。【内閣府】
4	第1部	第1章	第3節	I			蓮花委員	道路交通の第3節Iの部分に、交通事故に関する情報を積極的に提供・活用することも書いてほしい(P45のように)。	第1部第1章第3節I2(2)地域ぐるみの交通安全対策の推進において、反映している。【内閣府】
5	第1部	第1章	第3節	I	交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象	1	久保田委員	表現適正化のため、グラフの凡例から「生活道路」を削除すべき。	第1部第1章第3節I1(3)生活道路における安全確保において、地域における道路交通事情等を十分に踏まえ、各地域に応じた生活道路を対象とした」と追記するとともに、グラフについても表現を見直した。【内閣府】
6	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	道路交通環境の整備	1	川端委員	ITSなどの情報システムについて、民間利用が推進されシステムが普及するよう考えるべき。	警察では、ITSの民間利用の促進に向けて、VICSの整備・拡充や対応車載機の普及等を図っており、その旨を第1部第1章第3節Ⅱ1(9)「高度道路交通システムの活用」において記載している。【警察庁】 経済産業省「自動走行ビジネス検討会」を設置しました。産学官連携の下、高度な自動走行の実現に必要な技術や事業環境の課題と対応方針に関する検討を加速し、国際競争が激化する自動走行分野の発展に向け、我が国として積極的に貢献していきます。【経済産業省】 第1部第1章第3節Ⅱ1(9)「高度道路交通システムの活用」において、「ETC2.0サービスの普及・促進を官民一体となって展開していく」旨を記載している。【国土交通省】
7	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	蓮花委員	保育士の養成課程における、子供の交通安全に関する教育の充実が必要。	幼稚園教員の養成課程における交通安全教育を含む安全教育の充実については、今後も検討してまいりたい。【文部科学省】 第1部陸上交通の安全、第1章第3節Ⅱ講じようとする施策、2交通安全思想の普及徹底(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 ア. 幼児に対する交通安全教育の推進において「幼稚園、保育所及び認定こども園においては、～教職員の指導力の向上及び教材・教具の整備を推進する。」と記載されている。なお、保育所保育指針(平成20年版 大臣告示)の第5章健康及び安全の項目において(2)事故防止及び安全対策 イ災害や事故の発生に備え、という記述があり、子どもの環境の安全は、重要な課題と認識しており、既に保育士養成課程においても保育所保育指針の学びを通じて子どもの交通安全に関して理解を深めているところ。引き続き子どもの交通安全教育の充実に努めてまいりたい。【厚生労働省】
8	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	地藤委員	子供が自分で考えて安全行動をとれるような教材を国がしっかりと作ることが必要。	児童生徒向け及び教職員向け教材及び視聴覚教材等を既に作成しており、幼児に対しても、小学生になる前に交通安全行動を身につけられるよう、既存の教材を活用した交通安全教育を推進してまいりたい。【文部科学省】

整理 番号	第10次交通安全基本計画(中間案)における項目						専門委員名	意見	第10次交通安全基本計画中間案(修正版)への対応
	部	章	節	番号	項目名	(番号)			
9	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	古笛委員	小さい子供のうちから「交通社会の一員である」ことを学ばせるべき。	第10次交通安全基本計画中間案(修正版)第1部陸上交通の安全、第1章第3節講じようとする施策、2交通安全思想の普及徹底において、「さらに、自転車を使用的ことが多い小学生、中学生及び高校生に対しては、交通社会の一員であることを考慮し、」と記載。【文部科学省】
10	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	藤森委員	交通安全について大学が独自に授業に取り込むのは困難であり、国(文部科学省)が旗を振ってほしい。	大学等における教育内容は、各大学の自主的な判断により決定されるものであるが、過去に、交通安全教育の充実につき大学に対し取組を促す通知を发出した。今後も、各大学の自主性を尊重しつつ、意欲的な取組が進められることを期待している。【文部科学省】
11	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	蓮花委員	免許を持っていない人への交通安全教育の推進について記載すべき。	委員の御意見を踏まえ、第1部第1章第3節Ⅱ2(1)「力 高齢者に対する交通安全教育の推進」に追記した。【警察庁】
12	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	地藤委員	シニアカーは歩行者扱いでよいのか十分な議論が必要。	現在、車いすJIS開発委員会等において電動車いすに関する様々な検討がなされていると承知しているが、電動車いすの道路交通法上の位置づけに関する指摘はない。また、交通事故実態等を勘案しても電動車いすを取り巻く交通環境が劇的に変化していると認められないことから、委員指摘の内容について第10次計画に追記する必要はないと考えている。なお、電動車いすの安全対策については、第1部第1章第3節Ⅱ2(1)力「高齢者に対する交通安全教育の推進」に記載のとおり適切に推進してまいりたい。【警察庁】
13	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	藤森委員	外国人向けに外国語での交通安全教材を作ってほしい。	第1部第1章第3節Ⅱ2(1)ク「外国人に対する交通安全教育の推進」において、外国人に対する効果的な交通安全教育を推進する旨を既に記載している。現在も地域の実態に応じて外国人用交通安全教材を作成し、活用しているところであり、今後も教材等を活用した効果的な交通安全教育に努めてまいりたい。【警察庁】
14	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	大久保委員	自転車の危険性について、機会をとらえて意識を高める必要がある。また、自転車事故を起こさないよう、遭わないように子供への日々の教育と訓練が重要。	第1部第1章第3節Ⅱ2(3)イ「自転車の安全利用の推進」において、自転車の危険性を踏まえた広報啓発活動について記載している。【内閣府】 第1部第1章第3節Ⅱ2(3)イ「自転車の安全利用の推進」において、自転車の危険性について意識啓発を図ること、第1部第1章第3節Ⅱ2(1)「段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」において、子供に対し自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させることを既に記載している。【警察庁】 第10次交通安全基本計画中間案(修正版)第1部陸上交通の安全、第1章第3節Ⅱ講じようとする施策、2交通安全思想の普及徹底、の2段落目において、小学生、中学生及び高校生に対する安全教育、学校における交通安全指導につき記載。【文部科学省】
15	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	藤森委員	赤ちゃんを連れた外国人が観光バスに乗ることも多く、腰だけのシートベルトで大丈夫なのか。	シートベルトを含めた国内の乗員保護基準については、既に国際基準と調和しているほか、3点式シートベルトに係る基準を整備するなどの車両安全対策を推進しているところ。その上で、御指摘の点については、「陸上交通の安全 第1章第3節Ⅱ 4 車両の安全性の確保 (1)車両の安全性に関する基準等の改善の推進 ア 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等 (イ)道路運送車両の保安基準の拡充・強化」に反映している。【国土交通省】

整理 番号	第10次交通安全基本計画(中間案)における項目						専門委員名	意見	第10次交通安全基本計画中間案(修正版)への対応
	部	章	節	番号	項目名	(番号)			
16	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	藤森委員	<p>コミュニティサイクルの乗り場には、ヘルメットが用意されていないが、これでいいのか。</p>	<p>自転車乗車者のヘルメットの着用は、現行法上、幼児に努力義務が課されているのみであり、着用推進の対象を一般化することについては、ヘルメット着用率の動向を見守りつつ慎重な検討が必要と考える。自転車ヘルメットの着用については、第1部第1章第3節Ⅱ2(3)イ「自転車の安全利用の推進」に記載のとおり、適切に推進してまいりたい。【警察庁】</p> <p>「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底 (3)交通安全に関する普及啓発活動の推進 イ 自転車の安全利用の推進」にヘルメット着用の促進について記載されているところであるが、コミュニティサイクルにおけるヘルメットについては、一部の自治体で貸出しを行っているところもあり、このような取組について、コミュニティサイクルの導入を行う都市に対し情報提供を行ってまいりたい。【国土交通省】</p>
17	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	大久保委員	<p>当事者団体の協力も得て、アルコールの課題を抱える人を相談機関や医療機関に結び付ける体制作りが必要。</p>	<p>第1部第1章第3節Ⅱ2(3)カ「飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立」において、アルコール依存症に関する相談や指導、支援等について、関係機関・団体が連携した取組を推進する旨を既に記載しており、委員御指摘の内容も手法の一つとして含まれるものと考えている。ただし、地域によって医療体制に格差があるため、全国一律に実施を求めるのは困難である。なお、当該箇所については、委員の意見の趣旨を読み取りやすくするため、一部を修正した。【警察庁】</p> <p>既に本文中P.44に「アルコール依存症に関する広報啓発、相談、指導及び支援等、関係機関・団体が連携した取組の推進に努める。」旨記載済みである。【厚生労働省】</p>
18	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	水野委員 地藤委員	<p>6～10歳の子供は、体格的に適正なシートベルトの着用は困難であり、この年代の子供たちにもチャイルドシートの着用を促進すべき。</p>	<p>委員の御指摘を踏まえ、第1部第1章第3節Ⅱ2(3)エ「チャイルドシートの正しい使用の徹底」に追記した。【警察庁】</p>
19	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	新保委員	<p>チャイルドシートの着用を進めるため、保護者への教育が大事。</p>	<p>チャイルドシートについては、保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、特に、比較的年齢の高い幼児の保護者に対する取組を強化することとしており、第1部第1章第3節Ⅱ2(3)エ「チャイルドシートの正しい使用の徹底」においても、その旨を既に記載している。【警察庁】</p> <p>保護者を含めた自動車ユーザーに対するチャイルドシートに係る安全情報等の提供を通じた安全文化の普及促進については、「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底 (3)交通安全に関する普及啓発活動の推進 エ チャイルドシートの正しい使用の徹底」及び「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 4 車両の安全性の確保 (2)自動車アセスメント情報の提供等」に反映している。【国土交通省】</p>
20	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	河内委員	<p>カーナビゲーションなどで、どこの交差点でいつごろ事故が起きているかなどについて、地図にプロットした情報がみられるといい。</p>	<p>第1部第1章第3節Ⅱ2(3)コ「その他の普及啓発活動の推進(エ)」において、「地理情報システム等を活用した交通事故分析の高度化を推進し、インターネット等各種広報媒体を通じて事故データ及び事故多発地点に関する情報の提供・発信に努める。」旨を既に記載している。【警察庁】</p>
21	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底		藤森委員	<p>カーナビゲーションとしてスマートフォンを使っている人は、カーナビとしてセットしたスマートフォンの操作はダメとは知らない人がいるのではないか。</p>	<p>運転中に画像表示用装置の注視をしなければならないことは、現行法上明確に規定されていることから、あえて追記する必要はないと考えるが、今後も「交通の方法に関する教則」等に基づき、適切な周知に努めてまいりたい。【警察庁】</p>

整理 番号	第10次交通安全基本計画(中間案)における項目						専門委員名	意見	第10次交通安全基本計画中間案(修正版)への対応
	部	章	節	番号	項目名	(番号)			
22	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底		大久保委員	タクシーのチャイルドシートは除外扱いられているが、小さな子供への対応も必要ではないか。	旅客自動車運送事業に供される自動車に対して、幼児用補助装置の使用を求めることについては、関係省庁・業界を含めた検討が必要。【警察庁、国土交通省】
23	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底		地藤委員	ボランティア活動の教育の場での推進。	第1部第1章第3節Ⅱ2(4)「交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進」において、交通ボランティア等が主体となった交通安全教育・普及啓発活動の促進について既に記載しており、今後も、ボランティアによる交通安全教育の推進を図ってまいりたい。【警察庁】 ボランティア活動については、中学校学習指導要領にも学校内外における交通安全活動等生徒のボランティア活動に関する記載があり、多くの学校において取組が進められているところであり、今後も推進してまいりたい。【文部科学省】
24	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	大久保委員	自転車の保険加入の向上策を考えるべき。 また、自転車の無保険車やひき逃げの場合を含めた検討をすべき。	第1部第1章第3節Ⅱ2(3)イ「自転車の安全利用の推進」・第1部第1章第3節Ⅱ4(5)「自転車の安全性の確保」・第1部第1章第3節Ⅱ7「被害者支援の充実と推進」に、「関係事業者の協力を得つつ、損害賠償保険等への加入を加速化する。」と記載。【内閣府、経済産業省】 警察庁では、平成25年に交通の方法に関する教則の一部を改正し、自転車に乗るに当たっての心得として、自転車の関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険等への加入の必要性を記載するなど、交通安全教育等を通じてその周知に努めているところであり、引き続き、自転車事故による被害者救済に資するため、損害賠償責任保険の加入の促進に努めてまいりたい。【警察庁】 自転車の無保険車やひき逃げの場合において、自動車では、政府保障事業があるが、政府保証事業は、ひき逃げや無保険車による事故被害者を自動車ユーザーの共同負担で救済することが妥当であることから、自動車ユーザーから徴収する賦課金により運営されている制度であり、同制度を自転車に適用することについては、費用負担の妥当性の観点から、適用拡大は困難。【国土交通省】 また、自転車にも同様の制度を設けることについては、様々な意見があるところであることから、現時点では現行の自転車保険への加入促進に努めていきたい。【内閣府】
25	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	安全運転の確保	3	蓮花委員	準中型免許導入に合わせてトラック運転者教育の充実を図るべき。	御意見を踏まえ、「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 3 安全運転の確保 (4)自動車運送事業者の安全対策の充実(オ)」に反映している。【国土交通省】
26	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	安全運転の確保	3	三好委員	準中型免許向けの教育にも触れてほしい。	第1部第1章第3節Ⅱ3(1)ア(イ)「取得時講習の充実」において、平成28年度末を目途に導入が予定されている準中型免許を取得しようとする者に対する取得時講習の充実を既に記載しており、準中型免許に係る試験・教習実施体制の整備等円滑な導入に向けた諸準備を推進してまいりたい。【警察庁】

整理 番号	第10次交通安全基本計画(中間案)における項目						専門委員名	意見	第10次交通安全基本計画中間案(修正版)への対応
	部	章	節	番号	項目名	(番号)			
27	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	車両の安全性の確保	4	大久保委員	ドライブレコーダーやアルコールインターロック等、最新の装備が必要。プライバシーの問題はあるが交通事故の事実を知るために必要。 また、ドライブレコーダーやアルコールインターロック等、最新の装備が必要。プライバシーの問題はあるが交通事故の事実を知るために必要。 また、アルコールインターロックや居眠り運転防止装置等を含めた新技術については、安全確保を前提とした積極的な導入が重要と考えているところ、これら新技術の開発の普及促進については、「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 4 車両の安全性の確保 (1)車両の安全性に関する基準等の改善の推進 ア 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等 (イ)道路運送車両の保安基準の拡充・強化」に反映している。 なお、自動車運送事業者に対しては、ドライブレコーダーや過労運転防止のための先進的な機器等の導入について補助制度を設け、機器の普及促進を図っているところであり、「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 3 安全運転の確保 (4)自動車運送事業者の安全対策の充実(エ)」に反映している。【国土交通省】	
28	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	道路交通秩序の維持	5	森本委員	交通指導取締りにおいて、対策をとるときに地域性も十分考慮すべき。 また、高速道路での取締りは機器の効果的な運用を考えるべき。	
29	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	研究開発及び調査研究の充実	8	久保田委員	カーナビゲーションの高度化により生活道路に車が入って来やすくなる面もあり、地域住民の観点からの適正化も加えるべき。	
30	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	研究開発及び調査研究の充実	8	益子委員 赤羽座長 水野委員	委員の御意見を踏まえ、骨子案の段階で、国土交通省が執筆し、警察庁が合意していた「救命救急医療機関等との医工連携による新たな交通事故データベースの構築に向けた検討を行う」という記載に当該データベースの活用に向けた検討を行う旨を追加した上で、第1部第1章第3節Ⅱ8(2)に追記した。【警察庁】 医療データと交通事故データのマッチング(医工連携)の実施については、「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 8 研究開発及び調査研究の充実 (2)道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化」に反映している。【国土交通省】	
31	第1部 (鉄道、踏切道) 第2部 第3部				被害者支援の推進	-	大久保委員	御意見を踏まえ、「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 7 被害者支援の充実と推進(3)交通事故被害者支援の充実強化 ウ 公共交通事故被害者の支援」、「陸上交通の安全 第2章 第2節 Ⅱ 6 被害者支援の推進」、「海上交通の安全 第2節 Ⅱ 8 被害者支援の推進」、「航空交通の安全 第3節 Ⅱ 9 被害者支援の推進」において、被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介や支援フォーラムの開催について追記している。【国土交通省】	